

国土交通省からの情報提供 ～ミズベリング・かわまちづくり～

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課

ミズベリング

川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供し、身近なニューフロンティアとして川を生かす取組

ミズベリング

水辺+RING

ミズベリング
水辺+ING

ミズベリノベーション
水辺+Renovation



(想い)

- ・かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していく
- ・水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントを、つぎつぎと起こしていく。

(ミズベリング3バージョン戦略)

- ① 水辺のモチベーションを高める：興味と関心が目覚め熱意とやりがいが集まる
- ② 水辺のリノベーションを支援する：様々な領域で新しい挑戦や実験が行われる
- ③ 水辺のイノベーションが起こる：制度が動き投資が生まれ水辺の市場が誕生する



ミズベリングフォーラム2024



水辺で乾杯2025





ウッドデッキとテントからなる
BBQスペース



リバーポートパーク美濃加茂(岐阜県美濃加茂市)

- 国土交通省では、全国各地で行われるミズベリングの活動を「ミズベリング・プロジェクト」として支援。
- パンフレット、ウェブサイト、Facebook、フォーラムの開催等により、河川空間活用の制度や全国の水辺活用先進事例、最近の公共空間活用の動向等を紹介。
- さらに、全国で開催されるミズベリング会議への講師派遣やワークショップ運営支援などにより、各地域における主体的な取組を促す。



水辺活用を促すワークショップやフォーラムの開催



SNSやウェブを活用したタイムリーな情報発信



人々の関心を高めるパンフレット等の作成

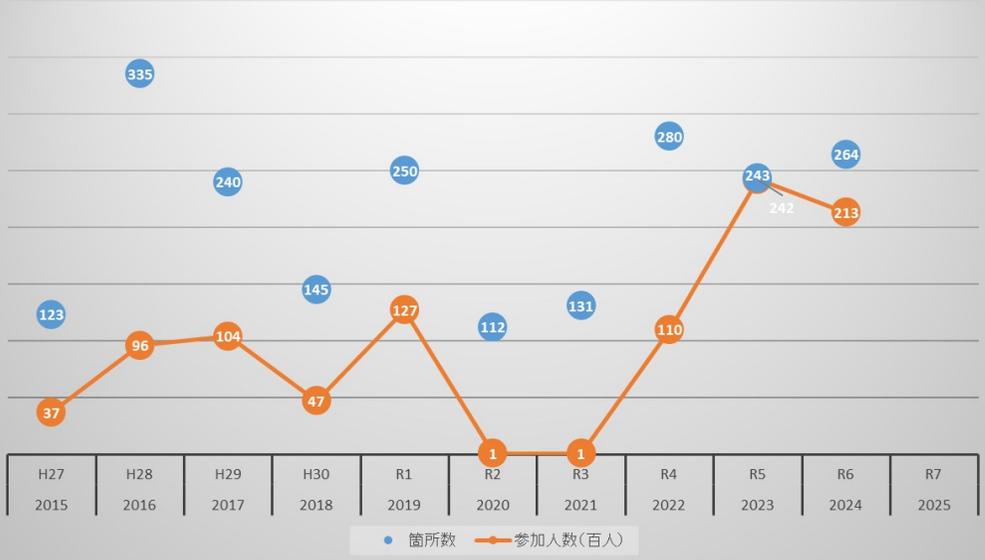


地方会議への講師派遣

- 「水辺で乾杯」は、7月7日(川の日)に、身近な水辺で同時に乾杯を行うことで、多様な主体と繋がる場をもち、新たな水辺の利活用をとらえる機会とする取組。
- 乾杯の実施状況をミズベリングウェブサイトにて投稿し、全国乾杯マップを掲載。



水辺で乾杯の記録



2013.3

ミズベリング東京会議



日本の水辺の新しい活用の可能性を創造するため、約200名の参加者でアイデアを出し合い、即座にスケッチし、「**水辺の未来図**」を共有。

2015.1

ミズベリング インスパイアフォーラム



全米で最も住みたいまちにランクされる**ポートランドの秘訣に迫り、日本の水辺の可能性を浮かび上がらせた。**

2016.3

ミズベリングジャパン



全国の水ベリングに関わる人々が集結して、公共空間利活用、地方創成、経済と水辺について、クロストークを展開

2017.3

ミズベリング デアアイデアス



全国の水辺の最前線の現場をレポートするプレゼンテーションを展開。

2018.3

東京の水辺周辺産業 活性化アクション （東京ワンダー・アンダー）



堤防や橋梁下部で光と音により「暗い」イメージを刷新する試みも実施

2019.2

ミズベリングフォーラム2019 『川ろうぜ、街がえようぜ大会議』



都市局とも連携して実施し、工藤政務官がサプライズゲストとしてご参加、水辺を活用した地域活性化に取り組む民間、行政など11組の様々な方々が登場。

2020.2

ミズベリングフォーラム2020 『川ろうぜ、突き抜けようぜ！』



各地で先頭になって公共空間を活用した地域活性化等に取り組む民間、行政など7名の方々が、それぞれの思いや取組を紹介。

2020.10-2021.01

公共越境力養成塾『KAWAREL MIZBERING CAMPAS』



新たな水辺のリノベーションが全国各地で進行することを目指し、ミズベリングのスペシャリストが、「公共越境力」のノウハウを伝授

2022.2

TBSラジオ×ミズベリング 『アシタノミズベ会議』



TBSラジオ「アシタノカレッジ」とコラボし、水辺を愛する方々の活動、世界の水辺のいま、など様々な角度から水辺を掘り下げた会議を実施、ラジオで放送

○2023年



10年目を迎え、これまでと違う領域が見えてきた**ミズベリングの今と未来を体感**するイベントを開催。



○2024年



全国の水辺における先進的な取組事例やアイデアを紹介し、**あらゆる人々がミズから(自ら)の意思で自分の水辺との関わり方を想像し、未来を創造**することができるイベントを開催。

○水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す。
(令和7年8月時点:303か所)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
(道頓堀川/大阪市)

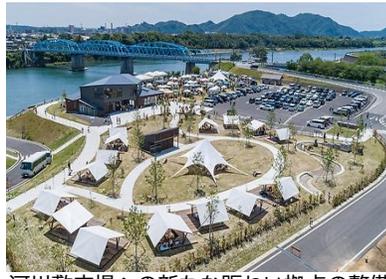


河岸緑地へのオープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営(信濃川/新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)

⑩砂川地区かわまちづくり
(北海道砂川市、R07)

⑬平取町かわまちづくり
(北海道平取町、R06)

②長井地区かわまちづくり
(山形県長井市、H30)

③信濃川やすらぎ堤かわまちづくり
(新潟県新潟市、R01)

⑨盛岡地区かわまちづくり
(岩手県盛岡市、R04)

⑩石巻地区かわまちづくり
(宮城県石巻市、R04)

⑧閑上地区かわまちづくり
(宮城県名取市、R03)

⑪松戸地区かわまちづくり
(千葉県松戸市、R05)

⑦大阪市かわまちづくり
(大阪府大阪市、R03)

⑥北十間川かわまちづくり
(東京都墨田区、R02)

①天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び
京橋川・猿猴川地区かわまちづくり
(広島県広島市、H30)

⑭聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり
(東京都多摩市、R06)

⑰伊豆の国市かわまちづくり
(静岡県伊豆の国市、R07)

⑤五ヶ瀬川かわまちづくり
(宮崎県延岡市、R02)

⑮牛妻地区かわまちづくり
(静岡県静岡市、R06)

④美濃加茂地区かわまちづくり
(岐阜県美濃加茂市、R01)

⑫大垣市かわまちづくり
(岐阜県大垣市、R05)

- 国が整備した親水護岸等に加え、市による多目的広場等の整備により利便性が向上し、**花火大会等の砂川市最大規模のイベントからカヌー・ヨット・ワカサギ釣り等**まで、子どもや大人を問わず、日常的に水に親しめる環境が創出されている。
- 遊水地のかわまちづくりとして治水と親水を兼ね備えた水辺空間を形成し、様々なアクティビティとともに、**隣接する「すながわスイートロード」と連携した取組も盛ん**に行われている。



水上アクティビティ



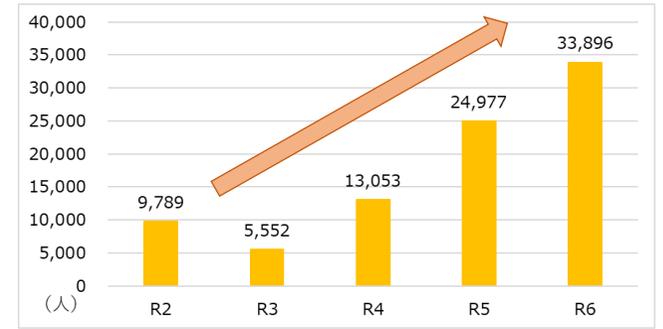
アイスカーセル（氷のメリーゴーランド）



ウォーターヒルズスクエア



スイートマラニックの開催
 （スイーツ、マラソン、ピクニックの融合イベント）



遊水地管理棟（ウォーターヒルズスクエア）の利用者数の推移

- 市と指定管理者による**キャンプ・BBQ対応の芝生広場、おもしろ自転車等で遊べる多目的広場等の整備**により、子どもから大人まで、幅広い利用者層が同時に楽しめる空間を創出している他、キッチンカーを導入することで出張イベントを行うなど、滞在型・交流型の利用が促進されている。
- 河川敷において**Park-PFI・指定管理者制度を活用**し、官民連携による公園の整備・運営を行い、**河川内に位置することによる制約条件をクリアしながら民間の収益事業の成立**を図っている。



狩野川神島公園全景



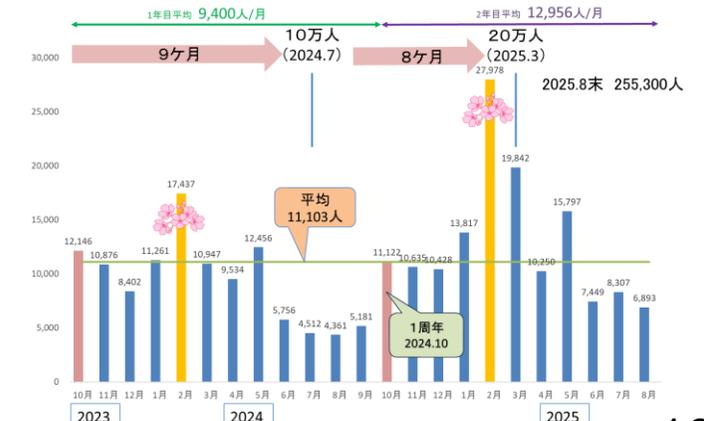
カヌー体験



おもしろ自転車



キッチンカーの活用



狩野川神島公園来場者数の推移

河川空間のオープン化の概要

- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能としたもの。(河川空間のオープン化)
- 現在、30都道府県で151事例(令和7年3月時点)が実施されております。
- これまでの活用事例も国交省HP (mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/jirei_kasenkukan_2407.pdf)で公表。

オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

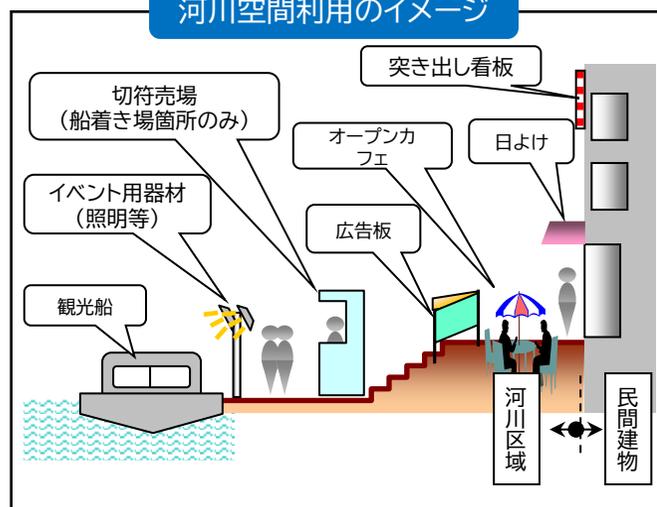
都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

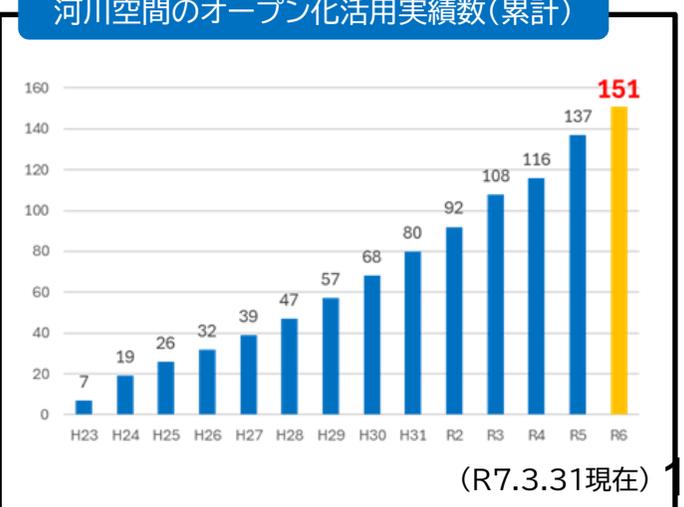
オープン化の主な流れ



河川空間利用のイメージ



河川空間のオープン化活用実績数(累計)



- 令和5年に、河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化のため、民間事業者が河川の清掃等を行うことを条件に、最大20年間の占有を保証し、エリア一体型の占有を認める等の河川敷地の更なる規制緩和(RIVASITE)を、社会実験として開始した。
- 社会実験で得られる知見をもとに、河川敷地占有許可準則改正に向けた検討を行う。

①規制緩和のポイント

1 占有期間

これまでの占有期間は、最大10年。
占有期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証
より長期の事業計画が立てられるようになる

3 他の民間事業者との契約

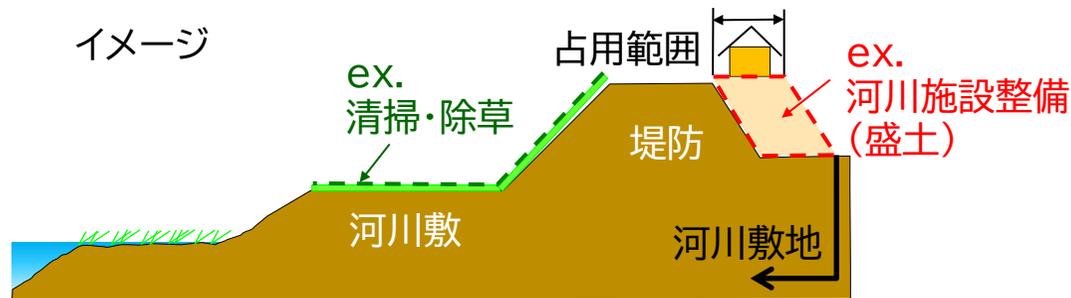
他の民間事業者(いわゆるテナント)との契約が可能
より幅広い事業運営が可能になる

2 占有形式

これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占有を民間事業者も可能に。
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになる

②規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占有区域外の清掃・除草が必要。



③相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設。

→かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へ

RIVASITE担当メールアドレス:hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp



相談窓口
「かわよろず」

(相談例)

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。

④ポテンシャルリストの公表

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。

※ポテンシャルリスト以外の箇所で活用可能な場所もあります。

◇各地域の問い合わせ先・河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト
<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyoku/kasenshikichi/02.html>



国土交通省
ウェブサイト